

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和7年7月20日執行の { 参議院新潟県選出議員選挙 } の当日、
(↑投票しない選挙がありましたら二重線で消してください)

下記のいずれかの不在者投票事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【不在者投票事由】

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事、旅行、レジャー等のため、投票所のある区域外に外出・滞在
- 病気やけが、妊娠、老衰、身体障がい等により外出が困難
- 住所移転のため他の市区町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【↓選挙人名簿に記載されている区名をご記入ください】

(あて先) 新潟市 _____ 区選挙管理委員会委員長

請求日 令和7年 月 日

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	西暦・大正・昭和・平成 年 月 日
選挙人名簿に記載 されている住所	新潟市 区
連絡先電話番号	(日中連絡が取れる電話番号を記入してください)
投票用紙等送付先 (マンション、アパート等は、部屋番号まで記入してください。)	
〒 _____	

----- 選 挙 管 理 委 員 会 処 理 欄 -----

交付日 到着日	・ ・ ・ ・	請求方法	直・郵		投票区	ページ	番号	1・2	点字 船員
		交付方法	直・郵						
		送致方法	直・郵						

注意事項

- この「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、選挙人名簿に記載されている区の選挙管理委員会へ直接又は郵便で提出してください。
 - ・公(告)示日前でも提出できますが、投票用紙等の交付は公(告)示日以降になります。
 - ・FAX、電子メールでは受付できません。
- 区の選挙管理委員会が、投票用紙等を「投票用紙等送付先」に郵送します（簡易書留）。封筒は開封せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にそのまま持参して投票してください。投票済投票用紙は滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、区の選挙管理委員会に送られます。
 - ・投票場所や時間は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 投票しない選挙・審査がありましたら、「不在者投票宣誓書兼請求書」の下に記載されている選挙名のうち投票しない選挙・審査名に二重線（＝）を引いてください。

※ 自宅などで投票用紙に記載したり、不在者投票証明書用封筒を開封したりすると投票することができなくなります。

※ 滞在地による不在者投票を取りやめたり、別の場所に変更する場合は、速やかに選挙管理委員会にご連絡ください。投票用紙等がすでに発送済みの場合は、その投票用紙等を返却しない限り投票することができません。

「不在者投票宣誓書兼請求書」の提出（郵送）先

選挙管理委員会	所在地	電話
新潟市北区 選挙管理委員会	〒950-3393 新潟市北区東栄町1-1-14	025-387-1105
新潟市東区 選挙管理委員会	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1	025-250-2710
新潟市中央区 選挙管理委員会	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866	025-223-7086
新潟市江南区 選挙管理委員会	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5	025-382-4597
新潟市秋葉区 選挙管理委員会	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009	0250-25-5460
新潟市南区 選挙管理委員会	〒950-1292 新潟市南区白根1235	025-372-6421
新潟市西区 選挙管理委員会	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41	025-264-7112
新潟市西蒲区 選挙管理委員会	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8129